

## 米国・カナダ編

【1】 米国：廃電気電子機器規制の動向 —— 相次ぐ改正、リサイクル・サービス利用する側の「便利さ」重視へ —— 製品系 **全 13 ページ**

法律/政策の名称	例：カリフォルニア州の 2003 年電子廃棄物リサイクル法 *他の法律はバックグラウンド情報参照
現地語名称	<a href="#">Electronic Waste Recycling Act of 2003</a> サンプルのためリンクは削除
公布/施行日等	2003 年 9 月 24 日に知事署名
カバー期間	2021 年 12 月初めから 2022 年 11 月終わり

### バックグラウンド情報

#### ■過去の経緯

米国において、欧州連合 (EU) の廃電気電子機器 (WEEE) 指令に相当する法律は、2022 年 12 月 1 日現在、連邦レベルでは存在しておらず、カリフォルニア州など 25 の州で制定されているのみである。米国は国土が広いため、廃電子機器は従来、地方自治体が管理する一般廃棄物とともに埋立処分されていた。しかし、1) 環境を汚染する、2) ブラウン管 (CRT) を使った大型のものが多く、処分スペースが足りない、3) 処分費用が地方自治体の財政を圧迫する、などの問題が深刻化してきたため、米国でも廃電子機器リサイクル・プログラムを策定すべく、2001 年、連邦レベルで政府、産業界、および環境団体による協議が始まった。しかし、費用負担などの問題を解決できず、連邦レベルでの協議は 2004 年に決裂、そのためこの問題は州レベルで取り組まなければならなくなった。

#### ■州レベルの廃電子機器リサイクル法

米国で最初の廃電子機器リサイクル法は、2003 年にカリフォルニア州で制定された。同様の法律制定のピークは 2007 年～2008 年だが、これは、2009 年 6 月の地上デジタル放送への移行を前にテレビが買い替えられ、大量のアナログテレビが廃棄されることを想定して法律の整備を急いだ州が多かったことによる。そのほか、米国自治領のプエルトリコ (2012 年) や首都ワシントン D.C. (2014 年) も、それぞれ廃電子機器リサイクルを規制する法律や条例を制定している。

成立年順にみた廃電子機器リサイクル法制定州の一覧を以下に示す。

成立年	州名	法律 URL (法律文、目次、または検索ページ)
2003 年	カリフォルニア	サンプルのため省略
2004 年	メイン	
2005 年	メリーランド	
サンプルのため省略		
2010 年	バーモント	
	サンプルのため省略	
	ペンシルベニア	
2011 年	ユタ	

各プログラムの内容は、対象機器、報告要件、リサイクル目標の有無など州によってさまざまだが、プログラムの資金調達方法は、前払い制度を採用しているカリフォルニア州と教育に重点を置いているユタ州を除くほとんどの州が、**サンプルのため省略...**即したものにするための改正に取り組み始めている。

#### ■連邦レベルの廃電子機器政策

連邦レベルでは、2009 年に始まったオバマ政権下で廃電子機器問題、とりわけ廃電子機器の不法輸出問題への取り組みが活発化した。**サンプルのため省略...**

電子機器の製造者、ブランド・オーナー、小売業者らが、消費者などから収集した使用済み電子機器の 100%を認証電子機器再生処理業者と認証リサイクル業者に引き渡すことを奨励している。

### 最近の主な動向

#### ■米国の廃電気電子機器輸出入がバーゼル条約の附属書改正により受ける影響

2022 年 6 月に開催されたバーゼル条約の第 15 回締約国会議で決定された同条約の附属書に対する改正が、バーゼル条約の締約国ではない米国の電気電子廃棄物 (e-waste) の輸出に影響する可能性があるとして報じられている。**サンプルのため省略。**

#### OECD 理事会決定

バーゼル条約では、非締約国との廃棄物の輸出入は原則禁止されている (第 4 条 5) が、条約の趣旨に反しない限り **サンプルのため省略...**

OECD 理事会決定の廃棄物リストはバーゼル条約の廃棄物リストと広く整合しており、OECD 理事会決定の 2 つのリストには、バーゼル条約の 3 つのリストに記載されている廃棄物がそれぞれ含まれている。それらの関係と越境移動の際の事前通知・同意手続きの必要性を以下に示す。

OECD 理事会決定の	含まれているバーゼル条約の附属書	越境移動に際しての
-------------	------------------	-----------

廃棄物リスト		事前の通知・同意手続き
Appendix 3 (グリーンリスト)	附属書 IX (規制対象とならない非有害廃棄物*) サンプルのため省略...	不要
Appendix 4 (アンバーリスト)	附属書 II (規制対象となる非有害廃棄物) および附属書 VIII (規制対象となる有害廃棄物) サンプルのため省略...	必要

今回のバーゼル条約附属書の改正により、非有害な e-waste は、輸出前の事前通知と輸入国や通過国の同意を必要とする、**サンプルのため省略...**輸出が大幅に減少する可能性も指摘されている。

【参考】有害廃棄物の越境輸送に関する国際的な取決めについての EPA ウェブページ：

<https://www.epa.gov/hwgenerators/international-agreements-transboundary-shipments-hazardous-waste>

## ■ 廃電子機器リサイクル法をめぐる各州の動向

2000 年代後半を中心に廃電子機器リサイクル法を制定した州のあいだで、最近、法律改正や規則の策定に向けた動きが目立つようになってきた。以下に最近報じられた関連動向を州ごとにまとめて報告する。

### カリフォルニア州

サンプルのためタイトルのみ表示

#### ● 電子廃棄物リサイクル法の対象電子装置カテゴリー・リストの拡大

サンプルのため省略法律では、対象電子機器は、対角線の長さが 4 インチ以上の表示画面を備えたビデオ・ディスプレイ装置で、廃棄される際、有害廃棄物と推定されると当局が決定するもの、と定められている ([Public Resources Code \(PRC\) § 42463\(e\)](#) および [Health and Safety Code \(HSC\) § 25214.10.1\(b\)](#))。

#### ● 電子廃棄物リサイクル法の対象に電池内蔵製品加える改正法成立

サンプルのため省略...

##### 【主な要件】

➤ 2026 年 1 月 1 日以降、製造者名または製造者のブランドラベルが容易に見えるように表示されていない新品または再生品の対象電池内蔵製品を州内で販売または販売目的で提供してはならない。

サンプルのため省略...

### ハワイ州

2022 年 6 月 27 日、2008 年制定の州廃電子機器リサイクル法を改正する法案、[HB 1640](#) が州知事の署名により法律として成立し、[サンプルのため省略...](#)

## ニューヨーク州

[サンプルのため省略...](#)

### NY 州の電子廃棄物リサイクルおよびリユース法とは？

2010 年に制定された同州の「電子廃棄物リサイクルおよびリユース法 (EERRA)」は、対象電子機器 (CEE) ——コンピューター、[サンプルのため省略...](#)州内の消費者から受け入れなければならない。

## サウスカロライナ州

[サンプルのため省略...](#)

## 今後の展開とスケジュール

今回報告した州レベルの廃電子機器リサイクル法の改正法について、今後の主なタイムラインを以下にまとめる。

カリフォルニア	～2025 年 7 月 1 日 (以後、毎年)	<a href="#">サンプルのため省略</a>
	～2025 年 10 月 1 日	
	2026 年 1 月 1 日	
	2026 年 1 月 1 日	
	～2027 年 7 月 1 日 (以後、年 1 回以上)	
ハワイ	2023 年～	
サウスカロライナ	2023 プログラム年 (暦年)	

## EnviX 展望と見解

新たな法律の制定が途絶えて久しい米国の州レベルでの廃電子機器リサイクル法だが、2022 年、法律の改正や実施規則の制定が相次いだ。その中で垣間見えてきたのが、収集・リサイクル・サービスを利用する側にとっての「**便利さ (convenience)**」を重視する傾向である。

各州の廃電子機器リサイクル法の多くは、それまで廃電子機器の処理処分を担ってきた自治体の資金や資源面での負担軽減を主たる目的として制定された。しかしその後、電気電子機器市場は小型化・軽量化の時代に突入。製造者に課せられる重量ベースのリサイクル目標値が容易に達成できるようになったため、企業からのプログラムへの資金提供が年

度の途中で終了し、資金不足で地域への収集・リサイクル・サービスを中断せざるを得なくなる自治体が相次ぐ事態となった。また、新たな電気電子機器が次々と登場し、法律の対象外という理由でリサイクル・サービスを受けることができない機器も増えている。こうした状況の変化への対応策が模索されるなか、局面の打開に向けて、行政や企業にとっての「便利さ」ではなく、「サービスを利用する側の視点」が注目され始めたことは興味深い。

「便利さ」の定義は州の事情によって異なるかもしれないが、基本は「州内のすべての消費者が、手軽に無料で廃電気電子機器の収集・リサイクル・サービスを継続的に利用できること」であろう。今後は他州の廃電子機器リサイクルを促進する取組においても、サービスを受ける側の視点が、より重要視されるようになるかもしれない。そうした動きが、廃電子機器リサイクルの促進を新たな展開に向かわせる、ひとつのきっかけとなることに期待したい。

もうひとつ、今回の報告で注目されるのは、カリフォルニア州が廃電子機器リサイクル法の新たな対象に「**電池内臓製品**」を加えたことである。一般的に容易に取り出すことが困難な電池を内蔵した製品は、環境汚染のみならず、処理処分施設などで火災を引き起こすなど、その危険性が問題視されている。適正な管理が必要不可欠とされるいっぽうで、米国でこれらの製品を明確にリサイクル法の対象に据えた州は、おそらく今回のカリフォルニア州が初めてではないだろうか。それだけ州のリサイクル法で電池内臓製品を扱うことが難しい、ということなのだろう。

カリフォルニア州のプログラムには製造者に対象電子機器の収集・リサイクル義務がなく、他州のリサイクル・プログラムとは仕組みが大きく異なっていることが、今回の法律改正に踏み切ることができた要因のひとつと考えられる。このため、EPR 方式のリサイクル法を制定している他州が安易にカリフォルニア州に続くとは考えにくく、多くの州はしばらくカリフォルニア州の取り組みを静観することになるとの見方が一般的なようである。

【2022.12.01 yb】

